

発行者

山形県酒田市砂越字小形111番地
大町溝土地改良区 理事長 齋藤 隆

TEL 0234 - 52 - 2350 (代)

FAX 0234 - 52 - 3515

URL <http://o-machikou.info>

Email info@o-machikou.info

謹賀新年



平成19年7月20日 酒田市 遊摺部老人クラブ の皆さんが施設
研修の際に、大町溝資料館を視察いただきました。

新年にあたり



大町溝土地改良区 理事長 齋藤 隆

平成二十年の新春を迎え、組合員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

日頃から大町溝土地改良区の事業運営につきまして組合員の皆様からご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

昨年の稲作は地球温暖化の影響もあつたのか出穂後に高温が続き登熟期の気象経過を踏まえて水利の管理には万全の体制で行いました。秋には、品質の低下が心配されましたが、収量品質共に平年並みになり良かったと思っています。

農政は今大きな曲がり角にあります。WTOの体制の下、市場原理を基本に、競争力のある担い手育成を課題とする「経営安定対策」と農業生産の多面的機能の一層の発揮を目指す「農地・水環境保全向上対策」は戦後最大といわれる農政改革が進められています。

土地改良区は、生産現場の「営農」と「農地・水・環境」の要にあり、これまで「二十一世紀土地改良区創造運動」を展開してまいりました。今後更なる発展に繋げるには、先人達の残された英知と現場の実践に学び、今は環境の時代に相応しい自然と、農地と水の新たな関係が求められております。

特に土地改良区が果たしている地域資源の管理、営農の支援、環境、生態系の保全、地域文化の継承、地域活性化等その実態と今後の動向については、これからの土地改良区の組織のあり方についても考えて行かなければならないと思います。

しかしながら、農業農村を取りまく諸情勢は益々厳しい状況下であり、特に「生産者米価の大幅下落」により農家経営は一向に改善されない状況にあります。

これまで、土地改良区は厳しい農業情勢を踏まえて、担い手育成支援事業、平準化対策事業、ほ場整備事業償還対策事業等、色々な農家負担軽減対策に取り組んできました。

又、最上川下流右岸土地改良区連合を中心とした組織改革については、国営最上川下流沿岸農業水利事業の進展に合わせて協議を進めております。

大町溝土地改良区は最上川水系の取水が中心で草葎頭首工から取水している水が全体の八十%を占めており、将来安定した取水、各事業の維持管理、稲作経営安定対策のため、組織整備改革を行い維持管理を含めた農家負担軽減を図って行きたいと思っております。
さて、平成十九年度から「集落営

農と担い手の明確化」のもとで「品目横断、新たな経営安定対策」が導入されました。これで米、麦、大豆などの土地利用型作物は、これまですべての農家を対象にしてきた品目別の価格政策から、施策の対象を「担い手」に絞り込み、その経営を維持する本格的な所得政策に大きく転換する事になりました。

ここ数年農村に於いては高齢化、混住化の進展により集落機能の低下が見られ、農地や農業用施設等の資源の保全管理が困難になり多面的機能の発揮に支障が生じる事が懸念されます。特に農業水利施設などの地域資源の保全管理を、誰がどのように担って行くのが問われる事になります。

平成十九年度から導入された「農地・水・環境保全向上対策」の施策は、品目横断、経営安定対策と併せ、農政改革の「車の両輪」と言われております。いわゆる「生産と経営は担い手が引き受け、農業資源は地域住民皆で管理する」というそれぞれの役割分担で地域農業を守り元気にする事だと思えます。

大町溝土地改良区としては施設の維持管理を踏まえ、この事業には積極的に参加をすることにしてこれまで役員、総代の研修会を行いながら、地域活動を進めて参りました。

平成十九年四月からの「農地・水・環境保全向上対策」については、管内全地区が参加し、各組織を立ち上げ共同活動に入っております。又、これまで「二十一世紀土地改良区創造運動」を行って参りました。大町溝土地改良区に於いては、酒田市立

南平田小学校の校外学習の受け入れ、郡鏡地域協議会との「水の旅」、小牧川水環境改善連絡協議会への参加、酒田市松原小学校の「小牧川の生き物調査」などの各行事には年間を通して積極的に参加を致しております。今後も各地域協議会、各学校の社会学習会と連携を図りながら積極的な取り組みを行い、農家以外の多くの方々からも土地改良区に対する理解と協力を得られるように「ふれあいを大切に」していきたいと思っております。本年も穏やかに参り多き年となりますことと、組合員の皆様のご健勝をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

あけまして おめでと〜ございませう

大町溝土地改良区

理事長	齋藤 隆
副理事長	鈴木 敏夫
理事	伊藤 幹雄
理事	佐藤 清人
理事	佐藤 良
理事	平向 徳正
理事	前田 茂
理事	佐藤 孝喜
理事	須田 正弘
理事	齋藤 久太郎
理事	寒河江 繁
理事	木村 隆
総括監事	
監事	
外職員	同

平成19年度第1回臨時総代会

去る平成19年8月25日、当土地改良区事務所会議室において、総代42名の内37名の出席の上、石川信一総代の議長により、平成18年度一般会計及び特別会計収入支出決算並びに財産目録の承認、平成19年度補正予算、を含む全15議案が全員賛成で可決決定されました。

総代会における質疑応答は、次のとおりです。（抜粋）



議長 石川 信一 総代

19番 齋藤誠一

未納金への対応の整備のために、総代は理事と同じ内容の情報を持ちスピードに動くためには、更なる情報公開の必要性があると感じています。

総務課長

未納金処理のための情報公開の件ですが、理事会については全て実名を発表し、内容及び対応についても検討いただいております。総代は土地改良区の構成員でありますので、総代より情報公開を求められれば公開いたします。

30番 阿曾兼太

現在の農地・水・環境保全向上対策が終了する5年後には農作業も一段と大変な時代になると思います。農業経費の削減と農作業の負担軽減に繋げる必要があると考えますが、土地改良区としての考えを聞かせて下さい。

齋藤隆 理事長

今年度より各地域で進めている農地・水・環境保全向上対策との関わりが現場では大変混乱しております。しかし、土地改良区の組織としましては、水利を中心とした環境を守りながら将来へ繋げていくことが基本ですので、基本的に沿って地域に定着するような形で進めたいと考えております。今後は地域の皆さんと一緒に間違いない判断の基で、地域にあつた形で進めていきたいと思っております。

30番 阿曾兼太

ほ場整備が完了後10年余り経過し、農地内の補修箇所が増えてきており、担い手農家が受託面積拡大を足踏みしている原因の一つとなつていると思えます。補修に対する助成制度拡充について土地改良区より働きかけていただきたく要望いたします。

19番 齋藤誠一

内郷地区償還金の借り換えで、金利が高い物から安い物への借入変更はわかりますが、およそいくら位の軽減になりますか。

総務課長

借入予定先と協議した結果、約一千三百万円の軽減を図ることとなり、償還期間が4年短くなる予定です。

19番 齋藤誠一

理事会における監査報告において、「未収金の改善の努力をすること。」との指摘事項の記載がありますが、監事への回答文書は理事会より提出されているのか。

齋藤久太郎 総括監事

理事会にて口頭で説明を受けており、文書の提出はありません。

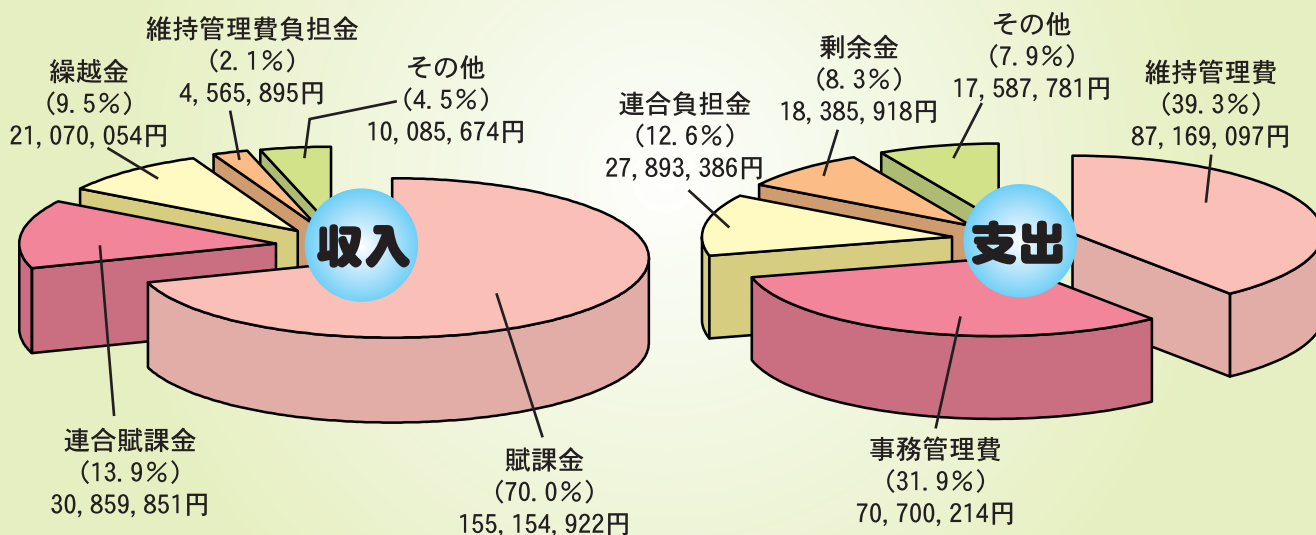


平成18年度の各会計の決算状況

☆一般会計

収入 221,736,396円
支出 203,350,478円
差引額 18,385,918円

平成19年度に繰返す



☆特別会計の決算状況

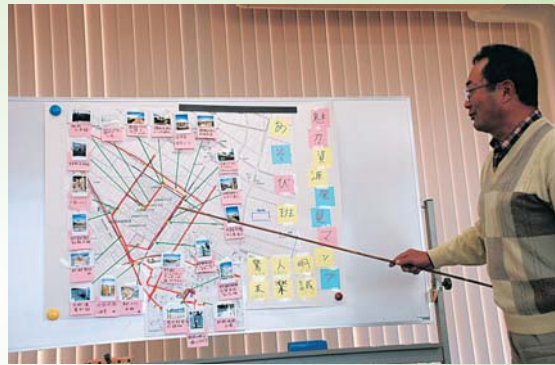
単価(円)

特別会計名	収入決算額	支出決算額	差引額	備考
県営土地改良事業	475,905,907	463,991,741	11,914,166	平成19年度に繰越す。
団体営土地改良事業	80,501,203	78,538,750	1,962,453	平成19年度に繰越す。
担い手育成支援事業	40,620,535	40,612,236	8,299	平成19年度に繰越す。
役員退任慰労金	5,621,152	5,408,000	213,152	平成19年度に繰越す。
水源涵養林	21,970,245	9,165	21,961,080	平成19年度に繰越す。
事務所等維持管理	2,395,300	1,523,435	871,865	平成19年度に繰越す。
決済金	133,626,388	4,570,909	129,055,479	平成19年度に繰越す。
土地改良事業積立金	161,229,741	233,023	160,996,718	平成19年度に繰越す。
顕彰金	3,839,802	1,522,137	2,317,665	平成19年度に繰越す。
自動車償却及び購入基金積立金	4,359,411	2,160,000	2,199,411	平成19年度に繰越す。
職員退職給与金	53,117,221	0	53,117,221	平成19年度に繰越す。

農地・水・環境保全向上対策 地域リーダー養成講習会 開催

11月29日(木)東北農政局最上川下流沿岸農業水利事業所主催による農地・水・環境保全向上対策 地域リーダー養成講習会が、専門コース22名、一般コース46名 計68名の参加をいただき、大町溝土地改良区事務所にて開催されました。

(財)日本グラウンドワーク協会より講師を迎え、各地区の農地・水・環境保全組織の役員や事務局の皆さんは、ワークショップ手法による地域での話し合いや計画づくりの手法を体験し、お互いの取り組み状況に関する意見交換を行いました。参加いただきました皆様ご苦勞様でした。



「専門コース」による地域資源マップの作成と発表



「一般コース」による課題シートの作成

大町溝土地改良区管内の農地・水・環境保全組織 12組織 地域に根ざし特色ある活動を展開中

平成19年度より新規事業として取り組んでおります農地・水・環境保全向上対策について、一年間活動し色々な問題等がありますが他の組織との情報交換の上、地域に根づく活動へ結びつけて下さい。各組織は以下のとおりとなっております。

区 域	組 織 名	代 表 者	区 域	組 織 名	代 表 者
上 郷	南部地域環境保全会	平向 徳正	郡 鏡	郡鏡地域保全会	石川 敏行
山寺松嶺	山寺松嶺地域環境保全会	齋藤 一夫	飛 鳥	飛鳥地区整備振興会	長谷部久雄
内 郷	内郷地域環境保全会	佐藤 伸二	砂 越	砂越地区保全会	小林 隆逸
田 沢	田沢地域農地・水・環境保全会	阿蘇 勝	東 平 田	東平田地区環境保全会	前田 茂
山 谷	山谷公民館環境保全会	齋藤久太郎	中 平 田	中平田地区環境保全会	千葉 明
檜 橋	檜橋地域保全会	今井 英夫	酒 田	酒田地区保全会	齋藤 安彦

平成19年度 視察・研修・郊外活動のようす

掲載の写真については、大町溝土地改良区ホームページよりご覧いただけます。
URL <http://o-machikou.info/>

◎校外活動 (2007/7/13)
酒田市立南平田小学校4年 校外学習



◎校外活動 (2007/5/16 及び 10/1)
酒田市立松山小学校5年 農業体験学習



社会科の施設見学 (大町溝資料館)



田植えと稲刈り 1ショット

◎公民館活動・農地・水・環境保全活動 (2007/6/16)
地見っ子研修会 (南部公民館・南部地域環境保全会)



土地改良施設の見学 (平田揚揚水所)

◎視察 (2007/7/13)
「溝友クラブ」大町溝土地改良区 役員OBの会



国営最上川下流沿岸農業水利事業で改修された草薙頭首工の見学

◎研修 (2007/7/20)
鶴岡松根クリーンネットワーク



農地・水・環境保全向上対策の先進事例研修

◎視察 (2007/7/20)
酒田市 遊摺部老人クラブ



施設研修で大町溝資料館の視察

◎公民館活動・農地・水・環境保全活動 (2007/7/28)
郡鏡コミュニティー「水の旅」 (郡鏡地域協議会・郡鏡地域保全会)



1,000匹 魚のつかみ取り

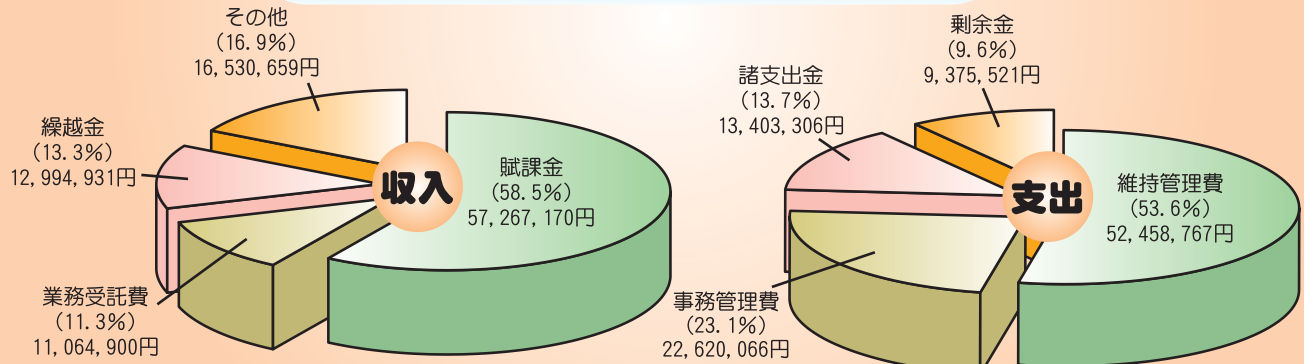
☞ 学校や公民館及び自治会研修活動の場として活用下さい。

★問い合わせ 大町溝土地改良区 総務課 庶務係 久松まで ☎52-2350

最上川下流右岸土地改良区連合 平成18年度決算状況

☆一般会計

収入 97,857,660円
 支出 88,482,139円
 差し引き 9,375,521円 平成19年度に繰り返す



☆特別会計

単価(円)

特別会計名	収入決算額	支出決算額	収入支出差引残額	備考
自動車償却及び購入基金	667,734	0	667,734	平成19年度に繰越す。
職員退職給与金	26,208,613	4,653,000	21,555,613	平成19年度に繰越す。
役員退任慰労金	1,545,819	225,000	1,320,819	平成19年度に繰越す。
褒賞金	789,677	147,094	642,583	平成19年度に繰越す。
事務所整備資金	638,879	0	638,879	平成19年度に繰越す。
財政調整資金	80,341,863	6,500,000	73,841,863	平成19年度に繰越す。

☆最上川下流右岸土地改良区連合財産の状況

区分	土地(敷地等)	土地(山林原野等)	建物
面積	6,553.04㎡	18,009.00㎡	469.87㎡

☆最上川下流右岸土地改良区連合所属土地改良区の現状

項目	大町溝土地改良区	日向川土地改良区	合計
地区総面積	2,932.2ha	5,612.3ha	8,544.5ha
内 連合関係面積	2,808.3ha	3,460.4ha	6,268.7ha
組合員数	1,629人	3,481人	5,110人
内 連合関係組合員数	1,560人	1,817人	3,377人

国営最上川下流沿岸農業水利事業(右岸地区)の状況

草薙頭首工に展示ホールが完成（新名所発見！）

平成18年度より進められておりました草薙頭首工の躯体改修が完了し、今年度より取水を行っております。

新たに設置されました展示コーナーには、今までの歴史を物語る写真が展示されております。また、取水口に新設されました多重回転円板式スクリーンの模型と、最上川下流沿岸地区管内図の電飾パネルが設置され、施設の位置などが一目で確認できる近代的な設備が完成しました。

多くの皆様よりの視察をお待ちしております。



新設された展示コーナー



多重回転円板式スクリーンの模型
（本物と同じ電動回転式）



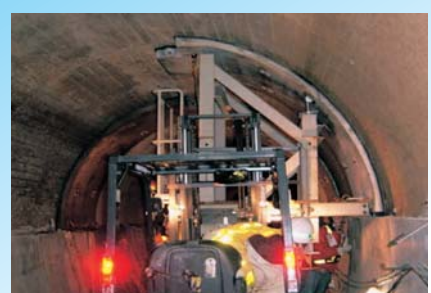
最上川下流沿岸地区管内図 電飾パネル
（ボタンを押すと位置と施設が点灯）

今年度の工事の発注状況

◎草薙頭首工躯体改修その他建設工事 一式 請負会社 丸充建設(株) 請負金額 215,565,000円 工期 平成18年8月4日～平成19年6月29日
◎前川第2幹線用水路(その1)工事 L=1,294.0m 請負会社 西松建設(株) 請負金額 446,250,000円 工期 平成19年9月19日～平成20年3月25日
◎前川第2幹線用水路(その2)工事 L=584.5m 請負会社 若築建設(株) 請負金額 209,685,000円 工期 平成19年9月18日～平成20年3月25日
◎右岸幹線トンネル改修(その3)工事 L=4,030.0m 請負会社 (株)佐藤工務 請負金額 176,500,000円 工期 平成19年9月25日～平成20年3月25日
◎草薙頭首工資材運搬道路撤去工事 一式 請負会社 有賀建設(株) 請負金額 4,011,000円 工期 平成19年6月15日～平成19年7月27日
◎草薙頭首工工事用道路原形復旧工事 一式 請負会社 阿部建設(株) 請負金額 12,600,000円 工期 平成19年10月12日～平成19年12月26日



前川第2幹線用水路工事



右岸トンネル工事

財務係より お知らせとお願い

◎大町溝では、賦課金算出の基となる面積を毎年2月末日現在で決定しております。平成20年度の賦課面積異動も今年の**2月29日(金)まで**となっており、**農地の権利等に移動があったときは組合員自ら土地改良区に届出**していただくことになっております。**農地を転用等する場合も速やかに大町溝に届出**していただくようお願いいたします。心当たりの方は**届出に必要な下記の書類**をご持参のうえ、変更の手続きをしていただくようお願いいたします。

なお、**農業委員会の手続きだけでは大町溝の面積は変わりませんので「必ず届出」**をお願いします。

各様式は大町溝土地改良区のホームページ (<http://o-machikou.info/>) よりダウンロードできます。

※問い合わせ先 **大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 総務課 財務係まで**

☆所有権、耕作権等の変更の場合の手続き

所有権移転		使用収益権移転	資格喪失 (解約)
売買・贈与・交換	相 続	後継者移譲(使用貸借) 農業経営者変更賃貸借	
<ul style="list-style-type: none"> ・新現資格者双方の印鑑 ・農業委員会長の確認印 もしくは ・土地登記簿謄本 (法務局より) ・土地権利書 ・農地法第3条許可書 (農業委員会より) ・農用地利用集積計画書の許可書(農業委員会より) 上記のいずれかの書類の写しを添付	<ul style="list-style-type: none"> ・新資格者の印鑑 ・土地登記簿謄本 (法務局より) ・土地権利書 上記のいずれかの書類の写しを添付 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡年月日を明記 ・現資格者の印は不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・新現資格者双方の印鑑 ・農業委員会長の確認印 もしくは ・農地法第3条許可書 (農業委員会より) ・農用地利用集積計画書の許可書 (農業委員会より) 上記のいずれかの書類の写しを添付	<ul style="list-style-type: none"> ・新現資格者双方の印鑑 ・農業委員会長の確認印 もしくは ・農地法第20条の確認通知 (合意解約)の写し添付 (農業委員会より)

※各種手続きの際に、賦課金引落とし口座の確認可能な書面を持参下さい。

その他

- ・住所が変更となった場合は、住所変更届の提出が必要。
- ・賦課金引落とし口座の変更の場合は、賦課金引落とし口座番号変更届(通帳印が必要)の提出が必要。

☆農地を転用(農地転用等の通知)する場合の手続き

公共事業による農地の買収の場合があった時は、大町溝財務係までご一報下さい。(☎52-2350)

手続き原因 項目 必要書類	農地法第4条転用 (自所を地目変更)	農地法第5条転用 (所有権の移転を伴う地目変更)	公共事業買収に伴う転用
通知書への記載事項	転用組合員名・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員名(現在の組合員)・印鑑 転用関係者名(新たな取得予定者)・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員からの申し出
位置図	○	○	
公図(写し)	○	○	丈量図
登記簿謄本	○	○	地積計算書
その他			事業概要書
	↓ 決済金を納入後、意見書の交付を受け、地区除外となる。 ↓ 意見書を農業委員会に提出し転用の手続きを取る。		決済金を納入後、地区除外となる。

管理課よりのお知らせとお願い

大町溝土地改良区管理施設の他目的使用について

大町溝土地改良区が維持管理している施設(用排水路・農道等)を他の目的に使用する場合及び浄化槽処理水等を大町溝土地改良区が維持管理している用排水路に放流する場合は、管理施設使用規程に基づき土地改良区の承認が必要です。(承認を得ないで、施設を使用した場合速やかに撤去または、申請を促すとともに承認前に使用した期間に対し、規程に定める3倍の使用料を頂くこととなります。)

※他目的使用の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名で提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に下表の使用料を納入し使用することとなります。(取扱手数料2,000円)

◎使用料又は阻害補償料

使用の目的	単 位	年 額
電柱(支柱、支線を含む)及び鉄塔設置	公衆電器通信法施行令(昭和28年政令132号)提示に掲げる単位及び額	
管類の地下埋設	口径30cm以下 1mあたり	300円
	口径30cm~100cm未満 1mあたり	600円
広告物、街灯等	表示面積1㎡あたり	3,000円
橋 梁 等	面積1㎡あたり	5,000円以内
駐 車 場	面積1㎡あたり	2,000円以内

※浄化槽処理水等放流の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名及び地域の総代、支溝代表者等の承諾印を受け提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に下表の使用料を納入し使用することとなります。(取扱手数料7,000円)

◎浄化水及び排水放流使用料

区 分	種 別	単 位	年 額
浄化槽	し尿浄化槽	一般家庭 1ヶ所	2,000円
		50人槽まで 1人あたり	400円
	会社、工場、病院、その他	50人~100人槽まで 1人あたり	350円
		100人槽以上 1人あたり	300円
排 水	会社、工場、病院、その他	排出量1ヶ年 1㎡あたり	2円

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 管理課 朝井・住石まで

会計課よりのお知らせ

土地改良区の運営は、すべて受益地の農地からいただく賦課金によってまかなわれております。また、ほ場整備事業等の償還金は債務返済のための資金であります。

昨今の厳しい農業情勢の中で未収金が増える傾向となっており、ほ場整備を行った地区全体に迷惑がかかることとなります。

土地改良区としましては未納者へ個別対応を行わせていただいておりますが、農地の処分を希望する方もおられ、農地を取得していただける方を、農業委員会等のご協力をいただきながら探しております。

農地の拡大を考えておられる方は、大町溝土地改良区 TEL52-2350 会計課 長谷部・能登山まで連絡願います。

財務状況のあらまし

☆長期借入金の状況 ※年度当初の借入実績であり、償還計画については5月号をご覧ください。

事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度	事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度
寺田第二地区かんがい排水事業	74	H19	南平田地区ほ場整備事業	36,568	H22
南田沢第二地区かんがい排水事業	677	H26	西平田地区ほ場整備事業	457,903	H25
飛鳥地区排水対策特別事業	4,737	H24	中平田南地区ほ場整備事業	307,839	H32
飛鳥地区区画整理事業	33,380	H25	大正溝地区ほ場整備事業	209,155	H33
山寺地区区画整理事業	93,028	H28	砂越地区ほ場整備事業	249,850	H35
内郷地区ほ場整備事業	201,958	H24	中平田西地区ほ場整備事業	119,732	H31
山元地区ほ場整備事業	55,538	H20	飛鳥砂越地区ほ場整備事業	17,771	H25
			合 計	1,788,210	

☆平準化事業資金借入金の状況 ※年度当初の借入償還実績であり、償還計画については5月号をご覧ください。

事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度	事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度
相沢川区画整理事業	2,670	H23	山元地区ほ場整備事業	127,350	H28
上郷溝地区区画整理事業	84,100	H28	中平田東地区ほ場整備事業	166,300	H28
石名坂地区区画整理事業	21,630	H28	南平田地区ほ場整備事業	106,790	H28
飛鳥地区区画整理事業	31,920	H28	西平田地区ほ場整備事業	114,560	H28
山寺地区区画整理事業	38,720	H28	中平田南地区ほ場整備事業	15,030	H28
内郷地区ほ場整備事業	176,800	H28	大正溝地区ほ場整備事業	2,360	H28
			合 計	888,230	

☆区有財産の状況

◎土地(敷地等) 7,820.29㎡ 	◎山林(山林等) 402,838.24㎡ 	◎建物(面積) 883.86㎡ 	◎自動車 7台 	◎バイク・スクーター 3台 	◎有価証券 出資金 1,423,500円
---------------------------	-----------------------------	------------------------	----------------	----------------------	----------------------------

平成19年 大町溝土地改良区賦課金 是認額一覽表

重要

科 目	工 区 等	10a 当り賦課金(円)	是認割合	是認額(円)
一般会計		6,230	100.0 %	6,230
県営特別会計	飛鳥地区排水対策	2,060	100.0 %	2,060
	内郷地区	12,625	80.4 %	10,146
	山元地区	14,510	71.7 %	10,397
	中平田東地区	10,000	100.0 %	10,000
	南平田地区	12,305	81.3 %	10,000
	同 (H17繰上償還分)	6,670	100.0 %	6,670
	西平田地区	田 13,410	79.2 %	10,616
	同	畑 8,050	100.0 %	8,050
	中平田南地区	田 12,710	88.5 %	11,245
	同	畑 7,630	100.0 %	7,630
	大正溝地区	14,540	83.4 %	12,121
	砂越地区	田 13,320	75.1 %	10,000
	同	畑 7,990	100.0 %	7,990
	同 (茨野新田 H10繰上償還分)	9,135	100.0 %	9,135
	同 (H12繰上償還分)	田 8,846	100.0 %	8,846
	同 (H12繰上償還分)	畑 5,307	100.0 %	5,307
	中平田西地区	10,270	97.4 %	10,000
	同 (H14繰上償還分)	7,553	100.0 %	7,553
飛鳥砂越地区	7,565	100.0 %	7,565	
檜橋地区 (H9繰上償還分)	5,224	100.0 %	5,224	
団体営特別会計	寺田第二地区	585	100.0 %	585
	南田沢第二地区	540	100.0 %	540
	相沢川地区	10,000	100.0 %	10,000
	上郷溝地区	10,975	91.2 %	10,000
	石名坂地区	13,600	73.8 %	10,026
	飛鳥地区	10,630	94.1 %	10,000
	山寺地区	15,290	69.0 %	10,547

注意事項

- ・10a 当たりの賦課金が10,000円未満の地区は全額
 - ・10a 当たりの賦課金が10,000円以上の地区は、必要経費の試算により最低でも10,000円
- ※詳しい内容のお問い合わせは、大町溝土地改良区総務課財務係までお願いします。

☆是認額について

土地改良区に納付した賦課金については確定申告に際し、全額必要経費としてみとめられる性質のものではありません。

一定の是認(ぜにん)割合で掛けた是認額が必要経費として認定されることとなっております。

☆是認割合の算定

” ほ場整備の実施により農地の価値が上がった分を個人の**永久資産**ととらえ、農業経費としては認められない。”

という税務上の判断から、工事費の中からその**永久資産経費を除き**、工事費に対する繰延資産取得率(事業費全体の中で道水路工事費等の占める割合)をほ場整備実施地区毎に算定し、計算した金額が是認額となっております。

☆是認額の計算式

(賦課額より維持管理費を除いた額 × 繰延資産取得率 (注1)) + 維持管理費 (注2) = 地区是認額

$$\text{地区是認額} \div \text{地区面積} = 10a \text{ 当たり是認額}$$

$$\text{繰延資産取得率} \quad C + C' / A = C / D$$

事業費(取得費)の内訳			
B	C	B'	C'
永久資産	繰延資産	共通経費	
整地工 用地補償 換地費	用排水工 道路工 暗渠排水 客土工 営繕費	工事雑費 測量試験費 事務費	
← D →			
← A →			

注1・・・繰延資産取得率とは、事業費全体の中で道水路工事費等の占める割合です。

注2・・・維持管理費とは、賦課事務費と当年の償還利子額を合わせた額です。

この資料は確定申告が終了するまで大切に保存してください。

大町溝土地改良区のホームページ (<http://o-machikou.info/>) に掲載されておりますので活用ください。

※問い合わせ先：大町溝土地改良区 総務課 財務係 ☎52-2350